

令和 3 年 (2021 年) 9 月 3 日

こども部こども政策課

つくば市公立保育所の 新耐震基準を満たさない 施設の整備方針

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針

1 前提条件の整理

つくば市では、令和2年（2020年）3月に、「第2期子ども・子育て支援プラン」（以下、「プラン」という）を策定した。このプランでは、「つくば市未来構想」における人口ビジョンにより、令和30年（2048年）に人口が約29万人のピークを迎えるとの推計値から、各年の0歳から11歳までの年齢ごとの人口を見込んでいる。教育・保育提供区域として北部・中央部・南部の3つのエリアを設定して、エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保方策を示し、待機児童の早期解消に向けて保育環境の整備を図ることを目指している。

今後も子育て世代を中心に人口増が見込まれるため、プランに基づき、人口の見込みと保育ニーズ調査から算出した保育の見込み量を勘案し、保育施設の新設や定員増を基本とした保育の確保量の拡充を図る。プランにおける保育の量において、中央部は令和7年までに1,355人増加する見込みのため、令和2年度から令和6年度末までに36か所の保育施設を整備し、受け皿の確保を目指す。

また、同じく令和2年（2020年）3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、施設改善の基本的方向として、①新耐震基準適用後に建設された施設については長寿命化のための大規模な修繕で計画的な維持保全を図る、②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設については、長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修を施す、③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設については、建て替えと定めた。（表1）

（表1）市の公立保育所のエリアと耐震対策状況

	北部	中央部	南部
①	今鹿島保育所（築36年） 上郷保育所（築35年） 作岡保育所（築31年） 沼田保育所（築27年） 北条保育所（築1年）	桜南保育所（築34年） 大穂保育所（築33年） 二の宮保育所（築32年） 松代保育所（築25年） 真瀬保育所（築6年）	
②		竹園保育所（築45年） 並木保育所（築44年） 吾妻保育所（築42年） 手代木南保育所（築41年）	
③	小田（Iw 0.61/築51年）	上境（Is 0.07、Iw 0.81/築47年） 稲岡（Is 0.14/築44年） 上ノ室（Is 0.20 Iw 0.71/築48年） 上広岡（Iw 0.64、Is 0.23、/築46年） 上横場（Is 0.45/築53年）	岩崎（Iw 0.34/築42年） 高見原（Iw 0.52/築44年） 城山（Iw 0.79/築43年）

※Is値は鉄骨建造物、Iw値は木造建築物の耐震性能を測るための指標で、Is値が0.6以上、Iw値が1.0以上であれば震度6～7程度の大規模地震で危険性が低いとされている。

これら「プラン」と「基本方針」を受けて、公立保育所全体の今後の在り方を見据えながら、③の新耐震基準を満たしていなく早急に対応が必要な9施設については、速やかに着手し、良好な保育環境を確保するため方向性を示すものとする。

2 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする児童を保育する場所であり、そこではすべての児童の最善の利益のために、児童の健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、厚生労働省が定める「保育所保育指針」に基づき、保育を実施している。

つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「保育所保育方針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えている。

つくば市では、現在 23 か所の公立保育所の他に、70 か所の民間保育園により保育を行っている。

(表2) 市内の保育所(園)の現状

R3.4.1 現在

市内保育所(園)数	北部	中央部	南部	計
認可保育園	2	43	1	46
認定こども園	0	7	2	9
小規模保育所	0	15	0	15
小計	2	65	3	70
公立保育所	6	14	3	23
合計	8	79	6	93

3 公立保育所の役割

- ① 行政機関としての市保育行政の方向性に沿った保育の基準(スタンダード)の確立
実施される保育の取り組みは児童福祉法等に定める基準を満たし、これまで培ってきた保育の取り組みの維持・向上を図りながら、市内の保育施設における保育の基準を示している。
- ② 特別な配慮を必要とする児童への対応
待機児童の受入枠の確保の観点を考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組んでいる。
- ③ 地域子育て支援の拠点
地域交流事業や園庭開放事業等を実施し、保育所に入所していない児童が参加できるイベントを実施している。その際に保護者の育児相談を行うなど、保育施設等を利用していない子育て家庭に対して、公立保育所を利用した支援体制づくりに取り組んでいる。
- ④ 民間保育施設との連携・支援
保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、運営内容について適切な相談や支援を行っている。
- ⑤ 市内保育環境のセーフティネット
保育施設の空白地帯が発生する状況にならないよう様々な対策を行うことを前提に、万が一保育の実施が滞った際には、公立保育所全体で受入等の対応をしていく。

4 民間保育園の特徴

① 多種多様な保育サービス

運営主体や運営制度、施設、事業規模等により様々な保育施設が整備されているため、保育時間延長、一時預かり事業、病児病後児保育事業等、多様な保護者ニーズに対応ができる。

② 特別な配慮を必要とする児童への対応

公立保育所同様、待機児童の受入枠の確保の観点から考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組み、多くの児童が入所している。なお、加配保育士を配置した場合、児童の障害の程度に応じて市独自の助成を行っている。

③ 地域子育て支援拠点としての機能

身近な子育て相談の場所として、保育園に併設する形等で拠点を設置し、子育てに必要な情報や親子が気軽に集えるスペースを提供している。(つくば市では現在8か所)。

④ 地域型保育事業者との連携・支援

地域型保育事業を行うにあたり、連携施設(幼稚園・認可保育園・認定こども園)が必要であるため、小規模保育事業者における保育内容の連携や卒園後の受け皿の役割を担っている。

⑤ 市の財政支出の軽減

公設公営の場合、建設費・運営費は利用料以外市の支出となる。一方民間の場合、建設費(国1/2、市1/4、事業者1/4)・運営費(国1/2、県1/4、市1/4)の補助があり、市の支出が軽減する。

5 新耐震基準を満たさない施設の整備方針(9保育所)

(1) 9保育所の整備に関する基本的な考え方

① 施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、Is値/Iw値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

・令和7年度末までを目途に整備し、移行を可能とする。

② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

・上ノ室保育所・上広岡保育所については、距離が近く規模的にも統合可能である。

・高見原保育所・城山保育所については、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っており、規模的にも統合可能である。

③ 近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

・小田保育所については、国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後のあり方について検討していく。

④ 公共施設などの跡地で活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

・上横場保育所については、上横場・谷田部・みどりの地区の児童が大半であるため、中央に位置する旧谷田部庁舎跡地も視野に入れ検討する。

・茎崎地区においては、幼稚園統合後の跡地を検討する。

⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

・つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないように茎崎地区の1か所を公設公営とする。

- ⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人（以下、法人という）による建設・運営を優先して検討する。
- ・上境保育所については、人口増が見込まれ、待機児童が発生している中根・金田台地区を含むエリアのため、法人の参入が期待できる。
 - ・上ノ室保育所、上広岡保育所については、一定の人口維持が見込まれるエリアであり、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。
 - ・稲岡保育所については、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。
 - ・上横場保育所については、人口増の著しいみどりの地区の利用者が多く、上横場・谷田部地区も一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。
 - ・高見原保育所・城山保育所については、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。
- ⑦ 9保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(2) その他児童に関して配慮すべき事項

- ① 整備が完了するまで、児童の安全の確保を行いながら保育を継続する。
- ・建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していく。
 - ・新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明した上で、既存保育所の新規入所を行う。
- ② 保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進めていく。
- ・現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していく。
(基本的には新設園で受け入れる)

(3) 9保育所の整備方針及び整備スケジュール

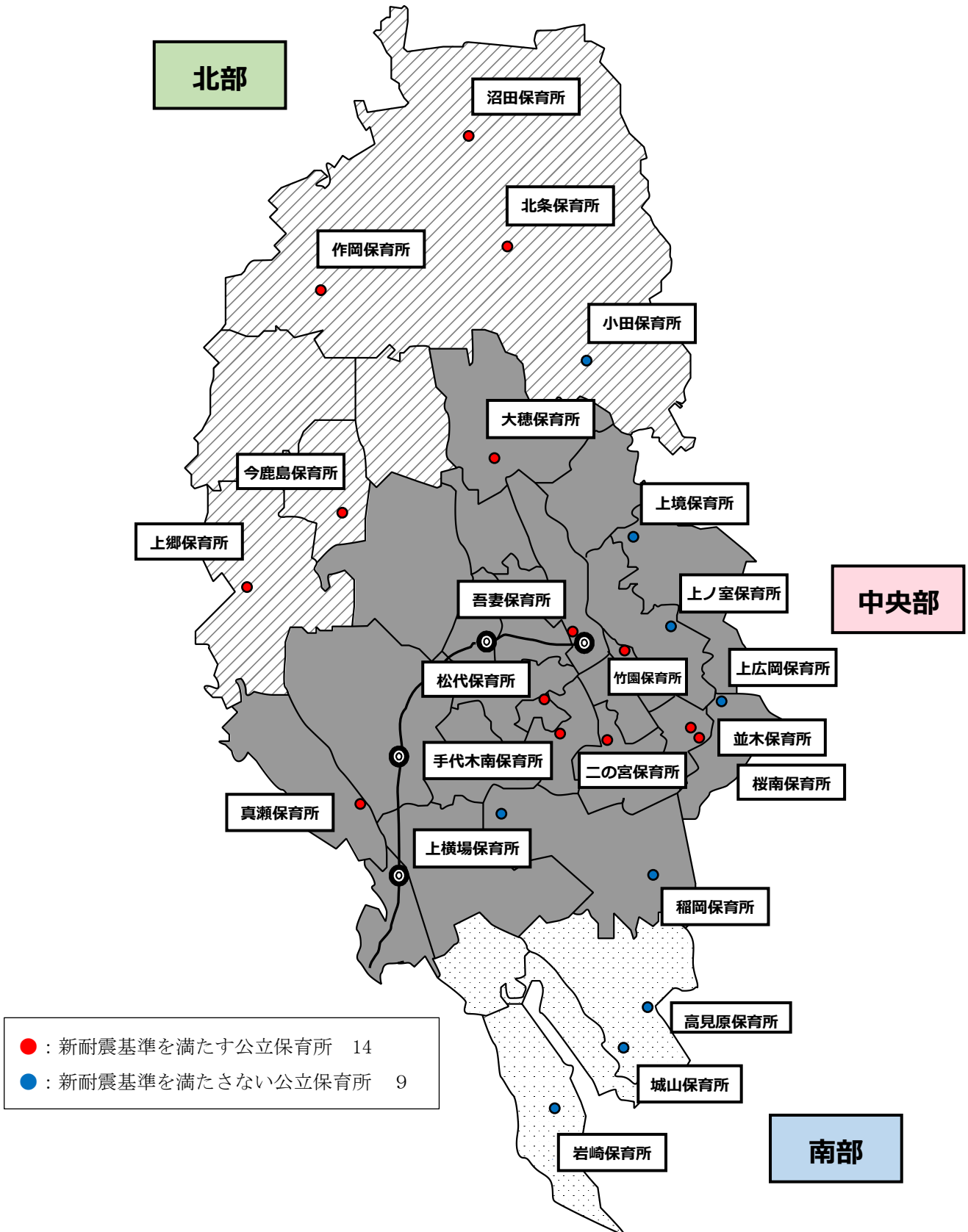
		卒所する児童	H27(2015)年度 生まれ卒所	H28(2016)年度 生まれ卒所	H29(2017)年度 生まれ卒所	H30(2018)年度 生まれ卒所	H31(2019)年度 生まれ卒所	R2(2020)年度 生まれ卒所	定員	在籍数			
保育所名	Is値	方針	R3	R4	R5	R6	R7	R8					
	Iw値												
上境	Is0.07	同じエリアで法人による建設・運営	全体スケジュールの保護者説明※1	保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	41			
	Iw0.81												
稲岡	Is0.14	同じエリアで法人による建設・運営		保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	57			
上ノ室	Is0.20	2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営		保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	49			
	Iw0.71												
上広岡	Iw0.64			Is0.23	保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3			法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		70	52
	Is0.23												
上横場	Is0.45	同じエリアで法人による建設・運営				保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	135	93		
高見原	Iw0.52	2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営		保護者・地区説明※2	法人を公募 保護者説明※3	法人で建設 保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート		60	65			
城山	Iw0.79		60								52		
岩崎	Iw0.34	岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営	保護者・地区説明※2	保育所建設(リース)	公立でスタート			60	62				
小田	Iw0.61		国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後の在り方について検討していく。					60	29				

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定

(在籍数は令和3年8月3日時点)

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画(案)作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

参考1 公立保育所の現状の配置



参考2 公立保育所の今後のカバーエリア

